

津市共同汚水処理施設修繕工事補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第62号

改正 平成23年7月7日訓第38号
平成26年3月31日訓第8号
平成26年7月31日訓第68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内における共同汚水処理施設の適正な管理を図るため、津市補助金等交付規則(平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。)の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同汚水処理施設」とは、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽で、本市の住民が共同して使用し、管理するものをいう。

2 この要綱において「修繕工事」とは、別表に掲げる共同汚水処理施設に係る修繕工事をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「共同汚水処理施設修繕工事補助金」(以下「補助金」という。)と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、次に掲げる要件に適合する共同汚水処理施設に係る修繕工事(当該修繕工事に要する経費が1件当たり30万円以上のものに限る。)を施行し、かつ、当該共同汚水処理施設を管理する団体(住民で組織されるものに限る。以下同じ。)に対して、これを交付するものとする。

- (1) 開発面積が1.3ヘクタール以上又は計画された住宅戸数(賃貸住宅を除く。以下同じ。)が30戸以上の住宅団地に設置されていること。
- (2) 使用開始後4年以上を経過し、法第8条に規定する保守点検、法第9条に規定する清掃及び法第11条第1項に規定する定期検査が行われ、適切な管理がなされていること。
- (3) 法第4条第2項に規定する構造基準に適合し、その処理能力が1日当た

り40立方メートル以上であること。

(補助金の額)

第5条 補助金は、修繕工事に要する経費の3分の1に相当する額とし、500万円(公共下水道計画区域外にある共同污水处理施設を管理する団体であって、当該施設を本市へ帰属しようとするものにあつては、1,000万円)を限度として、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、修繕工事に着手する日の前日とする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、あらかじめ共同污水处理施設修繕工事補助金交付申請に関する協議書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。その内容に変更を生じたときも、同様とする。

- (1) 規約、会則その他団体が存立していることを証する書類
- (2) 修繕工事に係る見積書
- (3) 共同污水处理施設の平面図、断面図及び写真
- (4) 第4条第2号に規定する適切な管理がなされていることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による提出があつた場合において、補助金の交付の対象になると認めるときは、その旨を共同污水处理施設修繕工事補助金交付申請をしようとする団体に対し通知するものとする。

(完成検査等)

第8条 補助金の交付を受ける団体は、規則第12条の規定により共同污水处理施設修繕工事業実績報告書を提出する場合にあつては、次に掲げる書類を添付するとともに、市長が指名する職員による修繕工事に係る完成検査を受けなければならない。

- (1) 共同污水处理施設修繕工事完了届(第2号様式)
- (2) 修繕工事完成後の共同污水处理施設の写真
- (3) 修繕工事に要する経費を支払ったことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の規定は、平成 1 8 年 4 月 1 日以降に行われる共同污水处理施設修繕工事に係る補助金について適用し、同日前に行われた共同污水处理施設修繕工事に係る補助金については、なお合併前の津市共同污水处理施設修繕工事補助金交付要綱(平成 2 年津市訓第 5 号)、共同污水处理施設修繕工事補助金交付要綱(平成 9 年河芸町要綱第 1 号)又は安濃町共同污水处理施設修繕工事補助金交付要綱(平成 1 4 年安濃町要綱第 1 号)の例による。

附 則(平成 2 3 年 7 月 7 日訓第 3 8 号)

- 1 この訓は、平成 2 3 年 7 月 8 日から施行し、改正後の津市共同污水处理施設修繕工事補助金交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日以後に実施した修繕工事について適用する。
- 2 平成 2 3 年 4 月 1 日からこの訓の施行の日までに実施した修繕工事に係る規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、第 6 条の規定にかかわらず、同年 7 月 3 1 日とする。

附 則(平成 2 6 年 3 月 3 1 日訓第 8 号)

- 1 この訓は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市共同污水处理施設修繕工事補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成 2 6 年 7 月 3 1 日訓第 6 8 号)

この訓は、平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助の対象となる修繕工事	
1	流入施設の主要機器及び付帯設備の修繕工事
2	水処理施設の主要機器及び付帯設備の修繕工事
3	汚泥処理施設の主要機器及び付帯設備の修繕工事
4	動力用制御装置の修繕工事
5	その他市長が必要と認める機器等の修繕工事
備考 補助の対象とならない修繕工事 計測機器類、共同汚水処理施設の駆体部分及び門、柵、塀等の修繕工事	

第1号様式（第7条関係）

共同汚水処理施設修繕工事補助金交付申請に関する協議書

年 月 日

（宛先）津市長

所在地
名称
代表者の氏名 ⑩

このことについて、年度において補助金の交付を申請したいので、津市共同汚水処理施設修繕工事補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり協議します。

- 1 住宅団地の名称
- 2 住宅団地の所在地
- 3 修繕工事に要する経費
- 4 修繕工事の内容
- 5 修繕工事の予定期間 着工 年 月 日
竣工 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 規約、会則その他団体が存立していることを証する書類
 - (2) 修繕工事に係る見積書
 - (3) 共同汚水処理施設の平面図、断面図及び写真
 - (4) 津市共同汚水処理施設修繕工事補助金交付要綱第4条第2号に規定する適切な管理がなされていることを証する書類
 - (5) その他（ ）

第2号様式(第8条関係)

共同汚水処理施設修繕工事完了届

年 月 日

(宛先)津市長

(〒)
所在地
名称
代表者の氏名
電 話
印

年 月 日に着工した に係る共同汚水処理施設の修繕工事については、次のとおり完了したのでお届けします。

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 修繕工事完了後の共同汚水処理施設の写真
- (2) 修繕工事に要する経費を支払ったことを証する書類
- (3) その他()